

監査の結果をお知らせします

法令および年間監査計画に基づき、監査を行いましたので結果をお知らせします。

◆ 監査委員

須藤 忠三 菊地 英雄

◆ 財政援助団体監査

○ 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体の監査

対象：社会福祉法人 高島町社会福祉協議会

(所管課：福祉こども課、健康長寿課)

○ 監査の範囲

町が財政的援助を与えたものの出納状況及びその他の事務の執行状況

① 令和4年度 高島町社会福祉協議会運営費補助金	27,907,607 円
② 令和4年度 高島町老人福祉センター運営費補助金	8,300,000 円
③ 令和4年度 高島町老人クラブ連合会活動補助金	1,146,000 円
④ 令和4年度 高島町高齢者によるいきいき活動補助金	72,000 円
⑤ 令和5年度 高島町社会福祉協議会運営費補助金	29,571,000 円
⑥ 令和5年度 高島町老人福祉センター運営費補助金	5,354,000 円
⑦ 令和5年度 高島町老人クラブ連合会活動補助金	1,146,000 円
⑧ 令和5年度 高島町高齢者によるいきいき活動補助金	265,000 円

○ 監査の期間

令和5年9月1日から令和5年11月30日まで

(所管課・・・令和5年10月11日に監査を実施)

(法人・・・令和5年10月12日に現地監査を実施)

○ 監査の主眼・手続

監査にあたっては、監査実施計画に定めた着眼点に基づき適正に行われているかどうかを

主眼に、所管課及び財政援助団体から関係書類の提出を求め、書類審査及び関係職員から説明と聴取を求め実施した。

○ 監査の結果

(1) 所管課

補助金に関する事務については、おおむね適正に行われていると認められる。

(2) 財政援助団体

関連する事務については、適正に行われていると認められる。

○ 意 見

高畠町社会福祉協議会(以下「社協」という。)は、限られた職員体制の中で、地域福祉サービスの充実を図るため、生活支援に関する活動をはじめ、地域支え合い事業、高齢者の生きがいと健康づくり等の活動、さらには介護保険事業など、さまざまな活動を展開し、町の福祉向上に大いに貢献されているところである。

多岐にわたる相談やコロナ禍などにより、社協業務が多様化し、時間外業務が多くなるなど、社協の職員体制強化が課題となっている。

町からの補助金交付については、事業の重要性を鑑み、社協の役職員の人件費相当の金額が交付されており、社協の事業推進に支障をきたさないよう配慮されている。また、町福祉こども課や健康長寿課との連携、さらには多くのボランティアの協力のもと、各種事業活動が順調に展開されているところである。

老人福祉センターは、ボランティアセンター機能も担っているが、建設から45年が経過し老朽化が進んでいる。耐震面の不安はあるものの、財源を確保しながら改修工事を行い、当面の業務に影響がないよう工夫がみられた。安全を確保しながら、さらに利用者に喜ばれるような施設運営を行ってほしいものである。

また、老人クラブ活動支援では、会員、クラブ数ともに減少する中、若手委員会の立ち上げや会員確保対策を行い、クラブ数の増加という成果が表れている。課題となっている組織体制などの見直しを行い、高齢者の健康増進や地域活動の活性化に寄与されたい。

最後に、これまで同様、社会福祉法人としての役割を果たしながら、住民の福祉ニーズに即応した取組を行い、地域福祉の推進に活躍されるよう期待するものである。



書類監査、団体ヒアリング



除雪備品保管倉庫の確認